

新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症
第32回 危機管理対策本部 会議次第

令和3年4月12日

1 開 会

2 議 題

- (1) 東京都まん延防止等重点措置を踏まえた新型コロナウイルス感染症拡大防止のための区業務・職員体制の考え方について
- (2) 各部の対応について（報告事項）
○地域振興部

3 閉 会

東京都まん延防止等重点措置を踏まえた新型コロナウイルス感染症拡大防止のための区業務・職員体制の考え方について

1 現状の捉え方

東京都における緊急事態宣言は、3月21日をもって解除されたが、国は、4月に入り新規感染者数が増加傾向にあること等感染の再拡大を防止する必要性が高いことから、4月9日に、4月12日～5月11日までの30日間、東京都においてまん延防止等重点措置を実施することとした。

東京都では、北区を含む23区及び多摩地区6市をまん延防止等重点措置の区域とし、人流の抑制を最優先に、都民・事業者に必要な要請を行うこととしている。

については、区としても、原則として、東京都の対応に沿った形で、感染拡大防止に努めていく。

また、先の緊急事態宣言時と同様、国や東京都では拡大防止策として在宅勤務・テレワークを推進・推奨している。

2 基本的な考え方

区としては、会食などの感染リスクの高い行動や三密（密閉・密集・密接）の回避は当然のこと、不要不急の人との接触の低減に努めながらも、社会機能を維持するために必要な業務については感染防止策を徹底しながら継続することが必要である。

その一方で、区には、行政機関として区民生活の維持のため必要な業務を継続していくとともに、4千人以上の職員をかかえる団体として、自らも必要なリスク回避の取り組みを推進するため、可能な範囲で在宅勤務等に取り組む。

東京都の措置を踏まえた業務等の継続及び縮小・延期・中止の基本方針については、以下のとおり、危機管理対策本部で示すこととするが、各業務・催し物等の目的と照らし、詳細な内容等については各部において精査し決定する。

また、この基本方針は、原則として、東京都におけるまん延防止等重点措置の期間である5月11日までのものとし、5月12日以降の方針については、東京都の示す対策を踏まえ、適宜変更を加えていく。

<職員の勤務について>

- ・出勤時等において密集を避けるため、職員の時差出勤を継続して行う。
- ・職場内における感染拡大防止の観点から、令和2年9月15日危機対策本部決定「区職員の新型コロナウイルスへの感染が判明した場合等の当面の対応について（令和2年12月14日修正）」の取り扱いを継続する。
- ・職員の出勤を抑制することで、対応窓口の減少を招き、待合場所でお客様の密集状況を引き起こす等業務に支障をきたすことのないよう配慮する。

<併せて行う対応方針>

- ・区民に対しては、不急な要件等での来庁の自粛を呼びかけるとともに、区

側においては、申請・届出期限等の延伸、郵送・オンライン形式による受付等を推進する。

- ・会議、打ち合わせにおいては、書面開催やオンライン形式を心がける。
- ＜東京都の措置を踏まえた業務等の継続及び縮小・延期・休止の基本方針＞
- ・夜8時以降の区施設の貸し出し、催物の開催は行わないこととする。
 - ・会館・区民センター・文化センター・体育施設等の貸し出し施設においては、新規の利用申請の受付を行わない。また、感染症拡大防止に向けた施設利用の自粛や、施設利用条件の変更に伴う利用制限などを理由としたキャンセルについては、時間帯を問わず使用料を全額還付する。
 - ・高齢者施設、障害者施設、健康支援センターにおいては、感染防止策を徹底しながら運営を継続する。
 - ・学校、幼稚園、保育園、児童館、学童クラブ、放課後子供教室については、感染防止策を徹底しながら運営を継続する。
 - ・図書館、博物館等においては、三密と来場者同士の会話の回避等を含む感染拡大防止策を徹底しながら運営を継続する。
 - ・不特定多数の参加者のある式典・催し物・講座については、まずはオンライン形式による開催を検討する。オンライン形式による開催が困難な場合は、参加者の徹底したソーシャルディスタンスの確保や大きな声を出さないよう運営を行うこととするなど、感染防止対策を徹底する。
 - ・区施設において会食を伴う利用に対して施設の貸し出し等を行わない。

＜基本的な感染予防策の徹底＞

- ・区職員は、一人ひとりが感染拡大を抑制させる意識を強く持ち、区民の行動の規範となるよう、手洗いの励行や咳エチケット等の適切な行動をはじめ、危機管理対策本部において決定した「東京都北区 庁内共通新型コロナウイルス及びインフルエンザ感染拡大防止対策」の取り組みを改めて確認し、徹底する。

3 区貸し出し施設の取扱いについて

(1) 利用者に関すること

- ・施設内では、原則、マスクを着用する。
- ・こまめな手洗い、アルコール等による手指の消毒を行う。
- ・体調がすぐれない（例：37.5度以上の発熱がある場合（または平熱比1度超過）、咳・のどの痛みなどの症状がある）方については、施設利用を禁止する。
- ・他の利用者や施設管理者等との距離に配慮する。
- ・利用施設内の換気を適宜行う。
- ・施設利用にあたっては、三つの密（密閉・密集・密接）の回避に努めることとし、必要に応じて来館者の制限などを検討する。
- ・主催者は、各種業界団体の定めるガイドラインを参考に対策を講じ、感染症拡大防止に努める。

- その他、各施設の定める利用上の注意事項等を遵守するとともに、施設管理者の指示に従う。

(2) 区貸出施設における個別の活動内容等に係る配慮事項等

- 参加者の水分補給は可とするが、食事（軽食・菓子等を含む）は不可とする。
- 囲碁、将棋、麻雀等について、競技者はマスクを着用すること、対局中の会話を控えること、座席の間隔を1 m程度確保すること、頻繁な手洗い・手指消毒を行う等の感染拡大防止策を講じたうえで利用を可とする。
- 北とぴあ、赤羽会館、滝野川会館のホール及び講堂のステージ上での歌唱や演劇、管楽器等の演奏については、業界団体が定めるガイドラインを遵守するほか、適切な予防策を講じたうえで利用を可とする。
- カラオケや合唱等の大声を出すことが想定される活動や口を使って奏でる笛等の楽器演奏及びこれに類する活動を伴う利用に当たっては、他者との間隔を2 m以上確保するとともに、原則として利用者自身がアルコール消毒液を用意したうえで手指消毒を頻繁に行うこととする。
- 活動内容の制限については、東京都の方針や近隣区の取扱い等を踏まえ、引き続き適宜見直しを検討する。
- 北とぴあ、赤羽会館、滝野川会館のホール及び講堂、各体育館のアリーナ等において、客席等に観客を入場させ開催するイベントにおける人数の上限については、「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置（令和3年4月9日）」の項目3（5）の通りとする。

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置

令和3年4月9日
東京都

1. 新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置

(1) 区 域

23区、八王子市、立川市、武蔵野市、府中市、調布市及び町田市

(2) 期 間

令和3年4月12日（月曜日）0時から5月11日（火曜日）24時まで

(3) 実施内容の概要

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、人流の抑制を最優先に、以下の要請を実施

①都民向け【都内全域】

- ・営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないこと
 - ・日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛
- 等

②事業者向け

- ・営業時間の短縮
 - ・催物（イベント等）の開催制限
- 等

※上記対象区域以外の地域についても、協力依頼を実施

2. 都民向けの要請

- **都県境を越えた不要不急の外出・移動の自粛。特に、変異株により感染が拡大している大都市圏との往來の自粛**（新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項）
- **日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛**（法第24条第9項）

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除き、原則として外出しないこと等を要請
- **混雑している場所や時間を避けて行動すること**（法第24条第9項）
- **措置区域において、営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないこと**（法第31条の6第2項）
- **会食において会話をする際のマスク着用の徹底**（法第24条第9項）

3. 事業者向けの要請等

(1) 飲食店等の使用制限（措置区域）

施設の 種類	施設	内容
飲食店	飲食店（居酒屋を含む。）、 喫茶店等（宅配・テークアウトサービスは除く。）	<ul style="list-style-type: none">● 営業時間の短縮を要請（法第31条の6第1項）<ul style="list-style-type: none">・ 営業時間は5時から20時まで・ ただし、酒類の提供は11時から19時まで● 特措法施行令第5条の5に規定される各措置を要請（法第31条の6第1項）<ul style="list-style-type: none">・ 従業員に対する検査の勧奨・ 入場をする者の整理等・ 発熱等の症状のある者の入場の禁止・ 手指の消毒設備の設置・ 事業を行う場所の消毒・ 入場をする者に対するマスクの着用の周知・ 感染防止措置を実施しない者の入場の禁止・ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（施設の換気、アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等）
遊興 施設等	バー、カラオケボックス等で、 食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗	<ul style="list-style-type: none">● 業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）● カラオケ設備の利用自粛を要請（法第24条第9項） （飲食を主として業とする店舗で、カラオケ設備を提供している場合）

3. 事業者向けの要請等

(2) その他の施設への対応（措置区域）

施設の種類	内 容
<p>遊興施設（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗等を除く。）、物品販売業を営む店舗（1,000㎡超）（生活必需物資を除く。）、サービス業を営む店舗（1,000㎡超）（生活必需サービスを除く。）</p>	<ul style="list-style-type: none">● 営業時間短縮の協力依頼<ul style="list-style-type: none">・ 営業時間は5時から20時まで・ ただし、酒類の提供は11時から19時まで● 入場整理等の協力依頼● 業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）
<p>運動施設、遊技場、劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場、公会堂、展示場、博物館、美術館、図書館、ホテル又は旅館（集会の用に供するものに限る。）</p>	<ul style="list-style-type: none">● 営業時間短縮の協力依頼<ul style="list-style-type: none">・ 営業時間は5時から20時まで・ ただし、酒類の提供は11時から19時まで● 規模要件等（人数上限・収容率、飲食を伴わないこと等）に沿った催物開催の協力依頼（「3.（5）イベントの開催制限」参照）● 入場をする者の整理等の協力依頼● 業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）

3. 事業者向けの要請等

(3) 飲食店等の使用制限（措置区域以外）

施設の 種類	施設	内容
飲食店	飲食店（居酒屋を含む。）、 喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスは除く。）	<ul style="list-style-type: none">● 営業時間の短縮を要請（法第24条第9項）<ul style="list-style-type: none">・ 営業時間は5時から21時まで・ ただし、酒類の提供は11時から20時まで● 特措法施行令第5条の5に規定される各措置を要請（法第24条第9項）<ul style="list-style-type: none">・ 従業員に対する検査の勧奨・ 入場をする者の整理等・ 発熱等の症状のある者の入場の禁止・ 手指の消毒設備の設置・ 事業を行う場所の消毒・ 入場をする者に対するマスクの着用の周知・ 感染防止措置を実施しない者の入場の禁止・ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（施設の換気、アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等）
遊興 施設等	バー、カラオケボックス等で、 食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗	<ul style="list-style-type: none">● 業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）● カラオケ設備の利用自粛を要請（法第24条第9項） （飲食を主として業とする店舗で、カラオケ設備を提供している場合）

3. 事業者向けの要請等

(4) その他の施設への対応（措置区域以外）

施設の種類	内 容
<p>遊興施設（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗等を除く。）、物品販売業を営む店舗（1,000㎡超）（生活必需物資を除く。）、サービス業を営む店舗（1,000㎡超）（生活必需サービスを除く。）</p>	<ul style="list-style-type: none">● 営業時間短縮の協力依頼<ul style="list-style-type: none">・ 営業時間は5時から21時まで・ ただし、酒類の提供は11時から20時まで● 入場整理等の協力依頼● 業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）
<p>運動施設、遊技場、劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場、公会堂、展示場、博物館、美術館、図書館、ホテル又は旅館（集会の用に供するものに限る。）</p>	<ul style="list-style-type: none">● 営業時間短縮の協力依頼<ul style="list-style-type: none">・ 営業時間は5時から21時まで・ ただし、酒類の提供は11時から20時まで● 規模要件等（人数上限・収容率、飲食を伴わないこと等）に沿ったイベント開催の協力依頼（「3.（5）イベントの開催制限」参照）● 入場をする者の整理等の協力依頼● 業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）

3. 事業者向けの要請等

(5) イベントの開催制限

- イベント主催者等に対して、**規模要件等（人数上限・収容率、飲食を伴わないこと等）**に沿った**イベントの開催**を要請（法第24条第9項）

	施設の収容定員		
	5,000人以下	5000人超～10,000人	10,000人超
大声なし	収容定員まで可	5,000人まで可	
大声あり	収容定員の半分まで可		5,000人まで可

〈大声なし〉 クラシック音楽、演劇等

〈大声あり〉 ロックコンサート、スポーツイベント等

- 営業時間短縮の協力依頼

【措置区域】

営業時間は5時から20時まで。ただし、酒類の提供は11時から19時まで

【措置区域以外】

営業時間は5時から21時まで。ただし、酒類の提供は11時から20時まで

- **業種別ガイドラインの遵守**を要請（法第24条第9項）

「まん延防止等重点措置」適用に伴う区民施設等の対応方針について

1 要 旨

東京都では、緊急事態宣言解除以降も、新型コロナウイルス感染症の再拡大防止のため、3月31日までを段階的緩和期間、4月1日～4月21日までをリバウンド防止期間とし、人流の抑制を最優先に、都民・事業者に必要な要請を行うこととしており、区としても、原則として、東京都の対応に沿った形で、感染拡大防止に努めているところである。

このたび、政府より、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第1項に基づき、「まん延防止等重点措置」適用が公示されたことに伴い、東京都知事から新型コロナウイルス感染拡大防止のための要請があったため、同措置の適用期間中における区民施設等の対応方針について整理するものである。

2 まん延防止等重点措置適用期間中（令和3年4月12日（月）から5月11日（火）まで）の対応方針

（1）区民施設

①施設使用料の取扱いについて

利用自粛等に伴うキャンセルについては、すべての利用時間帯において、申出があった場合に全額還付する。なお、利用した場合、利用時間短縮に伴う使用料減額は行わない。

②施設の利用制限等について

ア) 既予約分

- ・感染防止対策の徹底及び20時までの利用を条件として利用可とする（着替え等を含めて20時までに退館・退場する）。

イ) 新規受付

- ・すべての利用時間帯において、新規受付を中止する。

ウ) 利用の制限について

- ・リバウンド防止期間に引き続き、北とぴあ、赤羽会館、滝野川会館のホール及び講堂における歌唱や演劇、管楽器等の演奏については、感染防止対策（マスク・消毒等）を講じることを条件とし、定員は50%以下とする。

(2) 体育施設

①利用自粛等に伴うキャンセルによる使用料の取扱いについて

すべての利用時間帯において、キャンセルの申し出があった場合、使用料は全額振替又は還付とし、事後の申し出分も対象とする。

②団体貸切の取扱いについて

ア) 既予約分

- ・ 感染防止対策の徹底及び20時までを条件として利用可とする（着替え等を含めて20時までに退館・退場する）。
- ・ 利用した場合、使用料は条例施行規則に基づき全額徴収とし、利用時間短縮に伴う使用料減額は行わない。

イ) 新規予約受付

- ・ すべての利用時間帯において、受付を中止する。

ウ) 新規団体登録受付

- ・ 区外登録について、受付を中止する。

③個人利用の取扱いについて

ア) 20時以降を含む利用時間帯の一般公開及び指導公開

- ・ 中止とする。

イ) 公開日としての利用時間帯設定がない3体育館トレーニングルーム・弓道場、赤羽スポーツの森公園競技場・赤羽体育館ランニングステーション及び十条台小学校温水プール

- ・ 感染防止対策の徹底20時までを条件として利用可とする（着替え等を含めて20時までに退館・退場する）。
- ・ トレーニングルーム定期券の還付（払戻し）について利用者から還付の申し出があった場合は対応することとする。また、新規で定期券の購入申請があった場合は、時間短縮について口頭で説明し、同意の上発行することとする。